

静岡県国際介護人材サポートセンター事業におけるオンライン面接会
業務協力団体募集要綱

1 目 的

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、静岡県委託事業「静岡県国際介護人材サポートセンター事業」において、県内介護事業所が多くの特定技能(介護)の外国人介護人材を受け入れる機会を確保するため、当該委託業務の協力団体を募るものである。

2 県社協の役割

県社協は、受入れ支援の一環として、特定技能(介護)により県内への介護事業所での就労を希望する者(以下「就労希望者」という。)と、県内介護事業所をマッチングさせるため、オンライン面接会開催の機会を協力団体に提供するものである。

3 協力団体の役割

外国人介護人材の送り出し国において、就労希望者を募集するとともに、オンラインによる面接会の機会を設定し、県内介護事業所と就労希望者とのマッチングを図る。

4 協力団体の要件等

(1) 協力団体の要件

協力を希望する団体は、次に掲げる事項をすべて満たしていること

ア 過去3年間において、官公庁等の国際介護人材に関する業務委託に関わった実績または静岡県内介護事業所への送り出し実績があること

イ 登録支援機関の認定を受けていること

ウ 申請日前3年間、運営法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

エ 技能実習または特定技能で10名以上の受け入れ実績があること

(2) 協力期間 協力決定日から令和8年3月31日まで

(3) 協力内容

ア 「介護事業所向け説明会」でのプレゼンテーション

外国人介護人材の送り出し国で募集した就労希望者に関する情報や受入れに必要な経費等を介護事業所へ提供する。

イ 就労希望者と面接を希望する者の募集

就労希望者との面接を希望する介護事業所を募集する。

ウ オンライン面接会の開催（適宜）

面接を希望する者と受け入れを希望する介護事業所とのオンライン面接会を開催する。

エ オンライン面接会後の実績報告

以下を県社協に適宜報告すること。（様式は協力団体決定後提示）

- ・オンライン面接会参加事業所数、求職者数
- ・内定者数及び就職時期

オ その他

- ・「オンライン面接会」と「介護事業所向け説明会」の日程については、別紙「オンライン面接会の流れ」のとおりであり、原則、この日程により作業することとする。
- ・県社協が実施する「介護事業所向け説明会」に要する費用以外は協力団体の負担とする。（県社協から協力団体に対して支払いは行わない。）
- ・詳細については選定後、県社協と協議の上、「介護事業所向け説明会」を実施する。
- ・受入機関(介護事業所)と就労希望者の雇用契約の締結にあたり、介護事業所が別の登録支援機関を希望した場合は、登録支援機関の切り替えを妨げてはならない。

5 応募に関する手続き

（１）書類の提出

- ア 協力団体申請書（様式１）
- イ 協力団体応募者概要書（様式２）※申請国ごと作成
- ウ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式３）
- エ 運営法人パンフレット
- オ 登録支援機関登録通知書の写し

（２）提出期限・方法

- ア 提出期限 令和７年６月１３日（金）消印有効
- イ 提出方法 １部郵送すること。
- ウ 提出先 〒420-8670

静岡県葵区駿府町１－７０ 静岡県総合社会福祉会館内
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
静岡県国際介護人材サポートセンター事務局
曽根・鈴木あて

※なお、封筒に「オンライン面接会業務協力団体申請書類在

中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とするとともに、郵送時には下記 7 の連絡先まで電話連絡すること

6 協力する団体数及び選定方法

(1) 協力する団体数は、対象国として想定しているミャンマー、フィリピン、インドネシアの各国 1～2 団体とする（合計 3～6 団体程度）。

(2) 採択は、登録支援機関 1 団体につき上限 1 か国（複数国不可）とする。

※応募者概要書の「送り出し国」の項目にて、希望国を 1 つ選択の上、申請すること。また、複数国にエントリーする場合は、希望国ごと応募概要書を作成すること。なお、複数国にエントリーした場合、どの国に採択されるかは、静岡県及び県社協の協議により決定する。

(3) 選定は、以下の審査項目に従い、書面審査（必要な場合は面接）によるものとする。

審査項目
1 事業効果（団体実績、送り出し実績）
2 入国前の日本語教育内容
3 入国前の介護技術教育内容
4 入国後（事業所配属前後）の支援内容
5 受入に係る費用

(4) 審査結果は、令和 7 年 6 月 30 日（月）までに、応募者全員に対して書面で通知する。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

静岡県国際介護人材サポートセンター事務局

担当：曾根・鈴木

住所：〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1 - 7 0

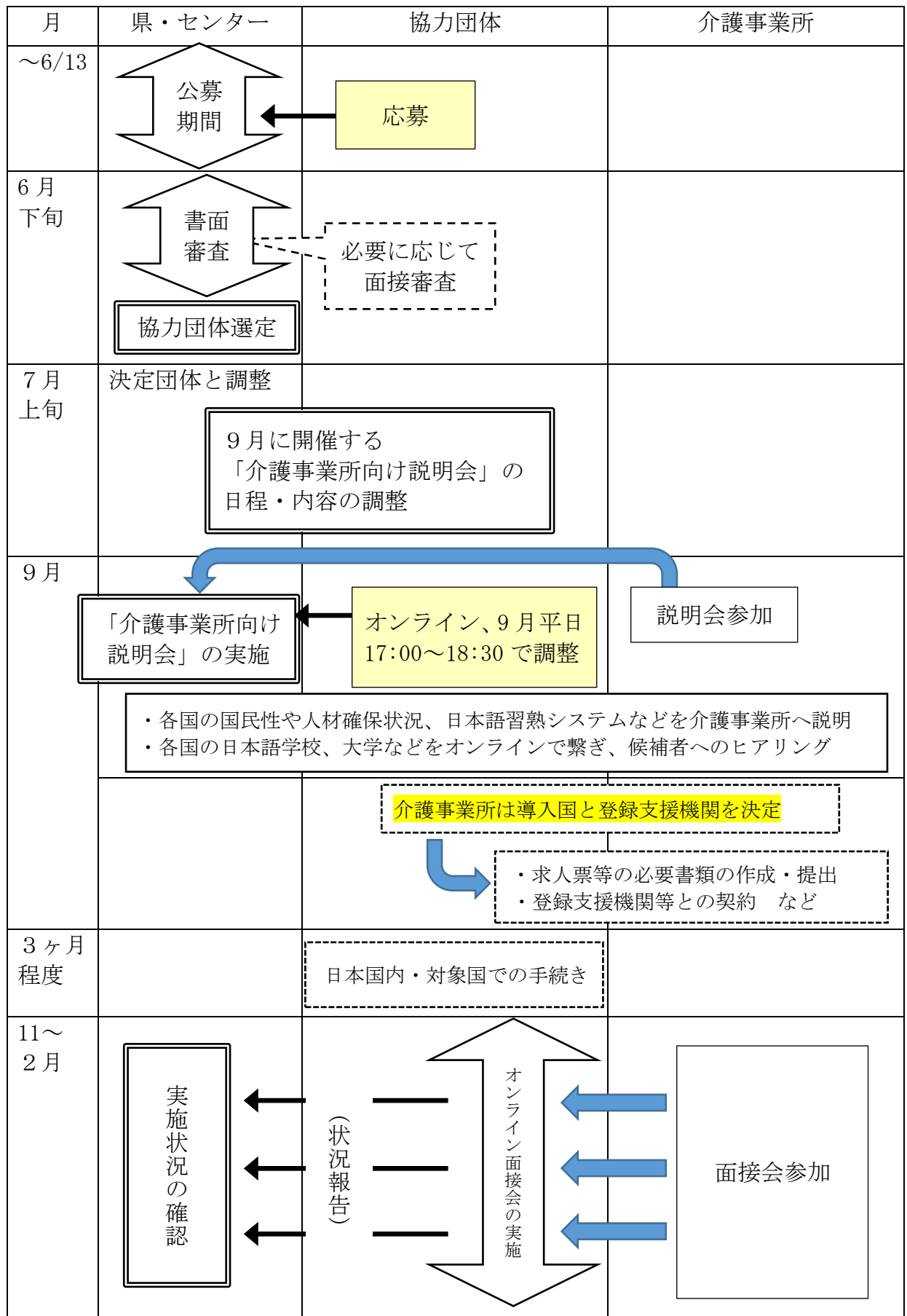
静岡県総合社会福祉会館内

電話：054-271-2110

メール：foreigner@shizuoka-wel.jp

(別紙)

令和7年度オンライン面接会の流れ



(様式1)

令和 年 月 日

静岡県国際介護人材サポートセンター事業における
オンライン面接会業務協力団体申請書

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会長 神原 啓文 様

所 在 地

商号又は名称

(団 体 名)

代表者職氏名

連絡先 (担当者)

(電話番号)

(携帯番号)

(FAX 番号)

(電子メール)

私は、静岡県国際介護人材サポートセンター事業におけるオンライン面接会業務協力団体募集要綱に基づき、協力に参加するため、下記のとおり申請いたします。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当すること、また、下記2の提出書類の記載事項はすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 協力団体の要件等に関する事項

ア 過去3年間において、官公庁等の国際介護人材に関する業務委託に関わった実績または静岡県内介護事業所への送り出し実績があること

イ 登録支援機関の認定を受けていること

ウ 申請日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

エ 技能実習または特定技能で10名以上の受け入れ実績があること

2 提出書類

☐ 概要書 1 部 ※申請国ごと作成

☐ 誓約書 1 部

☐ 会社パンフレット 1 部

☐ 登録支援機関通知書の写し (特定技能のみ) 1 部

(様式2)

令和7年度 静岡県国際介護人材サポートセンター事業における
オンライン面接会業務協力団体 応募者概要書

令和 年 月 日

団体名称											
所在地											
団体紹介											
管理責任者の 経歴等											
過去3年間の 実績	(官公庁等の国際介護人材に関する業務委託)										
	官公庁等名称			事業名				契約期間			
	(静岡県内介護事業所)										
	施設名			送り出し人数				時期			
送り出し国名	ミャンマー・インドネシア・フィリピン（1つ選択）										
令和4～6年 度国内及び静 岡県内への外 国人職員送り 出し実績	(1) 国内(全職種の技能実習と特定技能の人数)										
		技能実習			特定技能						
	令和4年度	人			人						
	令和5年度	人			人						
	令和6年度	人			人						
	(2) (1)のうち静岡県内(全職種の技能実習と特定技能の人数)										
		技能実習			特定技能						
	令和4年度	人			人						
	令和5年度	人			人						
	令和6年度	人			人						
	(3) (2)のうち <u>静岡県内(特定3か国)</u> への送り出しの内訳										
			ミャンマー			インドネシア			フィリピン		
	年度		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
	介護	技能実習									
特定技能											
その他	技能実習										
	特定技能										

(単位：人)

(様式 3)

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記の参加者資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。
また、必要に応じて、委託者である県が、暴力団排除に係る情報を静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 2 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではありません。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていません。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていません。
- 4 次のアからキまでのいずれにも該当しません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 5 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人ではありません。
- 6 在留資格に関する豊富な知識及び外国人材の日本での受入に関する十分な実績を有しています。
- 7 受入機関（介護事業所）と就労希望者の雇用契約の締結にあたり、介護事業所が別の登録支援機関を希望した場合は、登録支援機関の切り替えを妨げません。